

年末調整の納期限は**令和7年1月20日(月)まで**です

会員のみなさまへ

★令和6年度 年末調整のご予約を受付中です。  
ご連絡お待ちしております。12月来会がおすすめです。

令和6年7月1日以降に支払う給与手当から徴収した所得税の納期限は、令和7年1月20日(月)までとなっております。**令和7年1月21日(火)以降の源泉所得税(年末調整)の指導は行えません**ので、上記期日までに指導をお受けください。なお、給与の支払があるが税額が発生しない場合であっても、納付書は税務署へ、給与支払報告書(個人別明細書)は給与の支払を受けた方のお住まいの市町村の担当部署へ(横浜市にお住まいの方は、横浜市特別徴収センターへ)提出しなければなりません。

#### 持ち物

- 7月～12月の給与支払い明細書  
(12月給与支払額が確定していれば、年末調整できます。)
- 納付書(10月下旬ごろ税務署より送付)
- 給与支払報告書 総括表  
(横浜市他市町村より送付)
- 給与受給者の国民健康保険・国民年金・生命保険・  
介護医療保険・地震保険・旧長期損害保険等の証明書など  
\*新規雇用者の住所、生年月日、個人番号、扶養の有無など  
の確認や、前職の源泉徴収票も必要です

次ページでは  
令和7年分源泉徴収簿の裏面を  
利用した記載例をご案内しています。  
ご参照ください。



令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿の右側年末調整欄は年調減税額の控除等の計算に対応していません。このため、国税庁では下記方法で税額を算出するよう案内しています。

- ① 令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿の裏面右側に計算表の記載があります。(次ページでは令和7年分の源泉徴収簿の裏面右側を利用した記載をご用意しました。)
- ② 国税庁ホームページに【年末調整計算シート(令和6年用 Excel)】が掲載されています。  
この年末調整計算シートを利用すると、年調減税額の控除等の計算の一部が自動計算されます。
- ③ 令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿の余白部分等を利用して計算した控除額を算出してください。  
※これらの様式は国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」からご確認頂けます。

掲載場所(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2024/01.htm>)